

檀原市立 畝傍北小学校 いじめ防止基本方針

2026(令和8)年4月1日

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の「教育を受ける権利」を著しく侵害するだけでなく、その心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を与え、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがある重大な人権問題である。

また、いじめはどの児童にも、どの学校においても起こり得るものであり、決して看過することのできない課題である。

近年、人と人とのつながりが希薄になり、子どもたちが健やかな人間関係を築くことが難しい状況や、高度な情報化により発達したコミュニケーションの手段が、新たないじめの道具として悪用される事態が起こっている。さらに、インターネットやSNS等を通じたいじめは外から見えにくく、深刻な被害につながるおそれがあることから、より一層の注意と対応が求められている。

すべての子どもたちが権利行使の主体者として尊重され、その自由を保障されるべく、「子どもの権利条約」に基づき、人権侵害に対しての適切な救済に努めていかなければならない。

本校では、国の「いじめ防止基本方針」及び県・市の「いじめ防止基本方針」を参酌し、全ての教職員が、いじめは重大な人権侵害であり、決して許すことのできない行為であるとの認識を共有し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に組織的かつ計画的に取り組むものとする。

また、いじめの判断に当たっては、いじめを受けた児童の立場に立ち、その心身の苦痛に寄り添いながら対応することを基本とする。

教育活動全体を通して、子どもたち一人一人に

- ◇自分がかげがえのない存在であること
- ◇他の人の大切さを認めること
- ◇多様な見方や考え方を受け入れること

を教え、児童の自己肯定感や他者を思いやる心を育むとともに、すべての子どもが安心して明るく生き生きと活動できる環境づくりに努めるものとする。

さらに、いじめの問題は学校のみで解決を図るものではなく、家庭、地域、関係機関等と連携し、社会全体で取り組むべき課題であるとの認識に立ち、関係者と協働しながらその防止に努めるものとする。

1. いじめの防止等のための基本的事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

いじめに該当するか否かの判断に当たっては、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた児童の立場に立って行うものとする。

また、嫌がらせや悪ふざけ等、一見して「遊び」や「ふざけ合い」、「けんか」等に見える行為であっても、背景にある事情や人間関係、継続性等を踏まえ、被害を受けた児童の感じる苦痛に着目して、組織的に判断するものとする。

なお、児童本人がいじめとして認識していない場合であっても、周囲の状況等を丁寧に把握し、慎重に判断する必要がある。

(2) いじめ防止のための基本理念

①いじめは決して許されない重大な人権侵害である。

いじめは、児童の尊厳を深く傷つけるものであり、決して許されない重大な人権侵害である。

また、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであるとの認識に立ち、いじめを絶対に見逃さず、その未然防止、早期発見及び早期対応に努めるものとする。

②互いの人権を尊重できる豊かな人間関係を築く。

いじめについて児童に十分理解させるとともに、互いの人格や個性を尊重し合うことができる豊かな人間関係及び学級・学校づくりを推進する。

そのため、児童一人一人が大切にされていると実感できる集団づくりに努め、自己肯定感及び自己有用感を高める取組を進めるとともに、道徳教育及び人権教育の充実を図るものとする。

③地域全体で取り組む。

いじめの問題は、学校だけで解決を図るものではなく、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携して社会全体で取り組むべき課題である。このため、家庭・地域・関係機関等と密接に連携し、地域社会全体でいじめの防止等に取り組むものとする。

また、市基本方針の趣旨及び内容の周知徹底を図るため、適切な広報及び必要に応じた研修会等を実施する。

④情報モラル教育を推進する。

インターネットやSNS等を通じたいじめは、外から見えにくく、重大な人権侵害につながるおそれがあることから、情報モラル教育を推進する。

このため、ネット上での誹謗中傷や不適切な書き込み等の危険性について理解を

深めさせるとともに、情報機器を適切かつ責任をもって活用する態度を育成するものとする。

2. いじめの防止等のための体制

(1) いじめの防止等のための組織（別紙1）

学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等に関する措置を実効的に行うため管理職・複数の教員等からなる「いじめ問題対策委員会」を設置する。必要に応じて、保護者や関係団体に向けた説明等を様々な機会を捉えておこない、学校のみならず、保護者や関係団体と連携・協力して、外部専門家からの支援も得ながら対応する。

(2) いじめ防止等に係る年間計画（別紙2）

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体として、組織的・計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。年間計画の作成にあたっては、児童への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

3. いじめの防止等に関する取組

児童が主体的に学び、互いを認め合い尊重し合うことのできる環境をつくることが重要である。

このため、学校は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止に向け、次の取組を行うものとする。

(1) いじめの未然防止

教職員は、一人一人の児童をかけがえのない存在として受け止め、その声に真摯に耳を傾けるとともに、児童の主体性を尊重した学級経営や教育活動を展開することにより、児童の居場所づくり及び絆づくりを進めるものとする。

また、児童がいじめの問題について主体的に考え、その防止に向けて行動することができるよう取組を推進する。

あわせて、未然防止の観点から、次に掲げる取組の充実を図る。

- ア 児童一人一人の自己肯定感及び自己有用感を育む教育活動の充実
- イ 心の通う学級づくり及び安心して過ごせる集団づくり
- ウ 道徳教育及び人権教育の充実による規範意識、思いやりの心、人権尊重の態度の育成
- エ 多様性を認め合い、互いの違いを尊重する態度の育成
- オ インターネットやSNS等の利用に関する情報モラル教育の推進

(2) 早期発見

教職員は、ゆとりをもって児童と向き合う環境づくりに努め、児童の話に耳を傾け、児童の立場に立って物事を考えることにより、児童の置かれている状況や心情の理解に努めるものとする。

また、本人からの申告のみならず、周囲の児童の気付きも大切にし、スクールカウンセラーの紹介や相談窓口の周知を図るものとする。

さらに、一見してけんかやふざけ合いのように見える行為であっても、背景に被害が存在している場合があることから、その事情を丁寧に調査し、被害児童の気持ちに寄り添いながら、いじめに該当するか否かを判断することが重要である。早期発見のため、学校は、定期的かつ継続的な実態把握に努める。

教職員は、常に「いじめではないか」との問題意識をもち、些細な兆候も見逃さず、真摯に対応するものとする。

(3) 早期対応

いじめ事象（疑われるものを含む。）を確認した場合には、いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを最優先として迅速に対応し、解決に向けて教職員一人で抱え込むことなく、学年及び学校全体で組織的に対応するものとする。

また、当事者である児童の話を十分に聴き取り、その気持ちを尊重した対応に努めるものとする。

対応に当たっては、特に次の事項を重視する。

ア 被害児童を徹底して守り抜くこと

被害児童の安全を最優先に確保し、不安や苦痛の軽減に努める。必要に応じて、スクールカウンセラー等による心理的ケアを行う。

イ 事実関係を丁寧かつ正確に確認すること

複数の教職員により、被害児童、加害児童及び周囲の児童から聞き取りを行うとともに、客観的資料を活用しながら、慎重に事実確認を進める。事実関係に食い違いがある場合には、拙速な判断を避け、確認を重ねるものとする。

ウ 加害児童に対し、毅然とした指導と支援を行うこと

いじめは決して許されない行為であることを十分理解させるとともに、その背景にある要因や課題にも目を向け、必要な支援を行いながら、反省と成長を促すものとする。

エ 保護者と連携すること

被害児童及び加害児童の双方の保護者に対して、事実関係を速やかに、できる限り正確に伝えるとともに、学校の対応方針を説明する。

オ 関係機関と連携すること

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものである場合や、児童の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、関係機関に相談し、連携して対応するものとする。

(4) 再発防止

いじめは再発しやすいものであることから、早期に解決したと安易に判断することなく、児童の様子を継続的に見守り、適切な指導及び声かけ等を行うものとする。

また、心的外傷によりPTSD（心的外傷後ストレス障害）傾向を示すことも考えられることから、必要に応じて関係機関と連携しながら、心のケア及び支援を行うものとする。

4. 重大事態への対応

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合には、速やかに市教育委員会に報告を行い全職員で問題を共有するとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査と対応の協議を行い事態の解決に当たる

また、重大事態の判断を先送りすることなく、疑いが生じた段階で迅速に対応を開始するものとする。

(1) 重大事態とは

重大事態とは、いじめにより、次に掲げるような重大な被害又は状況が生じた疑いがあると認める場合をいう。

- ア 児童が自殺を企図した疑いがある場合
- イ 児童が身体に重大な被害を被った疑いがある場合
- ウ 児童が精神性の疾患を発症した疑いがある場合
- エ 児童が金品等に重大な被害を被った疑いがある場合
- オ 児童が相当期間の欠席を余儀なくされている疑いがある場合

(年間30日の欠席を目安とするが、連続・断続を問わない。)

なお、欠席が30日に達していない場合であっても、児童又は保護者から「いじめにより欠席している」旨の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告及び調査に当たるものとする。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

当該児童及び保護者等から、事案発生時の様子や被害状況などについて、時系列に沿って十分な聴き取りを行うとともに、保護者の要望及び意見を十分に聴取し、今後の調査について迅速に協議するものとする。

学校は、危機感をもって初期対応を行う必要がある。必要に応じて、在籍児童や教職員に対する聞き取り調査等を行い、事実関係を確認した上で、いじめを行った児童への指導を行い、いじめを止めるものとする。

また、いじめを受けた児童に対しては、継続的なケアを行い、学校生活への復帰支援や学習支援を行うとともに、再発防止に努めるものとする。

なお、十分に詳細な調査が行われていない段階で、軽々に、事案に関する学校の判断を児童や保護者に伝えることがあってはならない。

重大事態の調査は、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止のために行うものであり、学校又は学校設置者の下に組織を設けて実施する。

また、調査に当たっては、被害児童及びその保護者の意向を十分に汲み取り、客観的資料の収集に努める。いじめの態様、発生の背景、学校の対応の妥当性、家庭及び地域の状況等についても分析し、調査の全過程を通じて、被害児童及びその保護者の心情に十分配慮し、信頼関係を損なわないよう努める。

(3) 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し

て、丁寧に説明する。その際、関係者の個人情報には十分に配慮する。

市は、いじめの重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童やその保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に判断し、公表の有無、方法及び内容を適切に判断する。

また、調査結果を踏まえた再発防止に努める。

5. その他

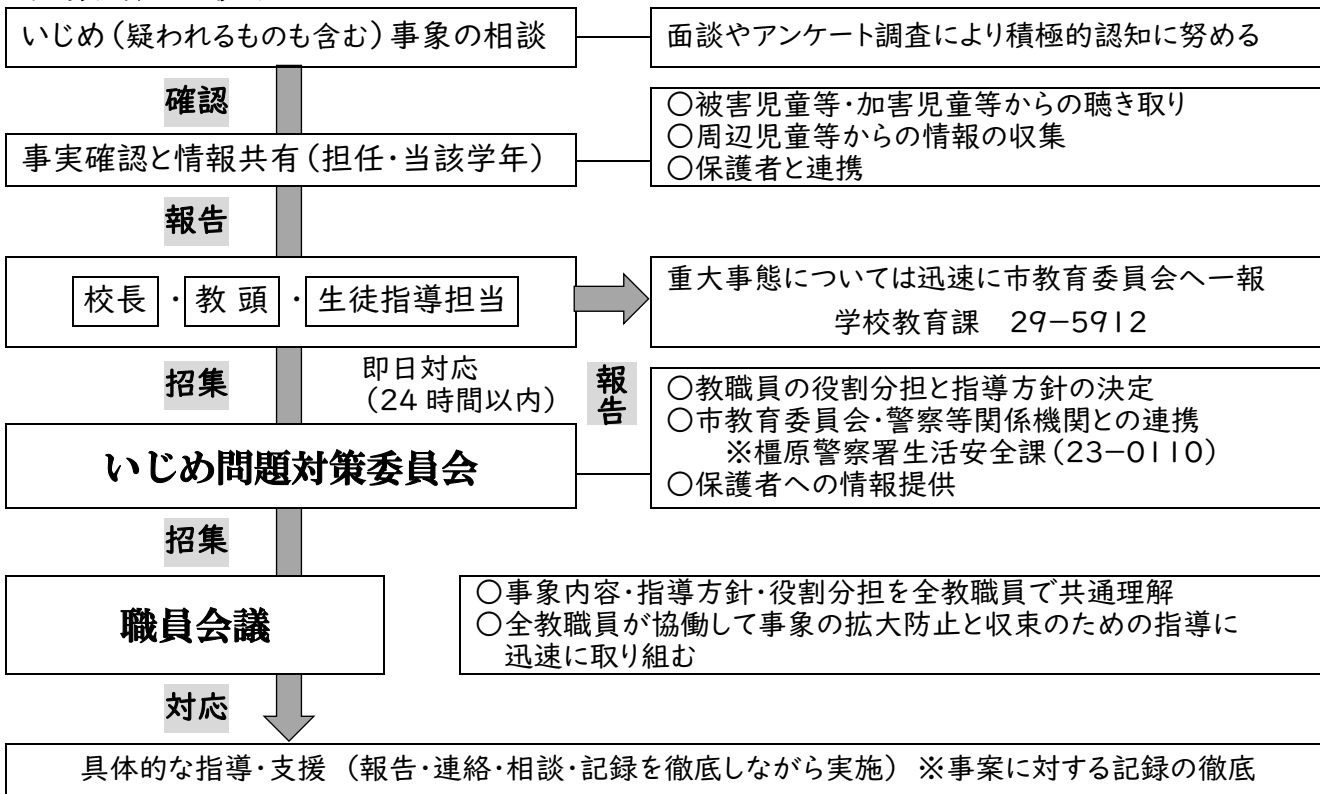
開かれた学校づくりを推進する観点から、いじめの防止等に関する取組についても、本校の基本方針をはじめとする各種の取組内容を積極的に情報発信するものとする。その際、学校ホームページ等を通じて周知を図る。

また、家庭や地域、関係機関との連携を重視し、いじめの防止等に関する取組について、保護者や地域等からの意見等を適切に聴取し、学校運営に反映させるよう努めるものとする。

さらに、いじめの防止等の取組については、その実効性を高めることが重要であることから、本方針に基づく取組が適切に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会を中心として、定期的かつ継続的に点検を行い、必要があれば見直しを行う。

<p>いじめ問題対策委員会</p> <p>校長・教頭・生指・人推・養護・いじめ不登校対策指導員・該当児童学級担任・該当学年</p> <p>※必要に応じて外部専門家の参加を願う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる常設の組織を設置する。 ○委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないよう、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にいき、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
--	--

組織対応の流れ



【被害者への支援】
共感的に受け止める

- 伝えること
 - ・「何としても守る」という姿勢
 - ・プライバシー保護
- 確認すること
 - ・身体の被害状況(診断書)
 - ・金品の被害状況
 - ・カウンセリングの必要性
 - ・警察への被害申告の意志
- 留意すること
 - ・再発や潜在化
 - ・保護者への説明と考えの確認

【加害者への指導】
毅然とした態度で

- 伝えること
 - ・いじめは決して許されない
 - ・いじめられた側の心の痛み
 - ・行為が重大な結果に繋がった
- 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性
- 留意すること
 - ・加害者の心理的背景(ストレス・自己存在感等)
 - ・加害者が被害者になること
 - ・保護者との連携

【周囲への指導・支援】
(観衆・傍観者等)
みんなを守るという姿勢

- 伝えること
 - ・いじめられた側の心の痛み
 - ・観衆や傍観者も加害者
 - ・プライバシーの保護
- 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性
- 留意すること
 - ・観衆や傍観者が被害者になること

再発防止のための保護者・地域と連携した見守り

市教育委員会への報告

【重大事態への対応】

- ・速やかに市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する
- ・市教育委員会の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決に努める
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する
- ・マスコミ等の対応は管理職を窓口とする

別紙2 2026年度 いじめ防止等に係る年間計画 檀原市立畝傍北小学校

	4月	5月	6月	7月
会議 研修	・いじめ問題対策委員会 ・いじめ防止基本方針の 教職員への周知・研修	・職員研修	・職員研修	・いじめ問題対策委員会
未然 防止	・日常観察（全教職員） ・道徳や特別活動での学習及び重点指導 ・学級づくり（集団づくり） ・授業づくり（全ての子が大切にされる授業） ・「わかる・できる」授業の徹底（学力不安の軽減） ※発言しやすい心理的安全性の確保 ※少人数・ペア・グループ学習の活用			
	・学級開き	・防犯教室 ・運動会（一人一役）		情報モラルの学習
早期 発見	・家庭訪問	・児童共通理解	・いじめアンケート①	・個人懇談 ・1学期のいじめ状況の まとめと分析
	8月	9月	10月	11月
会議 研修	・人権教育職員研修	・いじめ問題対策委員会 ・職員研修	・職員研修	
未然 防止	・日常観察（全教職員） ・道徳や特別活動での学習及び重点指導 ・学級づくり（集団づくり） ・授業づくり（全ての子が大切にされる授業） ・「わかる・できる」授業の徹底（学力不安の軽減） ※発言しやすい心理的安全性の確保 ※少人数・ペア・グループ学習の活用			
			・授業参観	・就学时健康診断
早期 発見				・個人懇談 ・いじめアンケート②
	12月	1月	2月	3月
会議 研修	・いじめ問題対策委員会	・いじめ問題対策委員会 ・校内実践交流会		・いじめ問題対策委員会 ・まとめ・次年度計画
未然 防止	・日常観察（全教職員） ・道徳や特別活動での学習及び重点指導 ・学級づくり（集団づくり） ・授業づくり（全ての子が大切にされる授業） ・「わかる・できる」授業の徹底（学力不安の軽減） ※発言しやすい心理的安全性の確保 ※少人数・ペア・グループ学習の活用			
	・人権集会	・入学説明会 体験入学		・人権集会
早期 発見	・2学期のいじめ状況の まとめと分析	・保護者アンケート	・新入生児童理解	・年間の取組改善策等の 検討

※小学校におけるいじめの未然防止は、「起きてから対応する」のではなく、起きにくい環境と関係性を日常的に育てることが中心です。

【未然防止に向けて】

- 認め合い支え合う集団づくり
 - ・「居場所」づくりと「絆」づくり
 - 「自己有用感」「自己肯定感」を育む授業
 - ・学校行事
- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
 - ・人権教育の充実
 - ・道徳教育の充実
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル教育の推進
 - ・ルールづくり等の啓発
 - ・家庭におけるフィルタリング利用
- 児童等の様子の把握
 - ・児童の共通理解
- 保護者、地域、関係機関との連携
 - ・保護者への啓発と情報発信
 - ・地域への情報発信と関係機関との連携

【早期発見に向けて】

- 情報の収集
 - ・教職員の“気付き力”を高める
 - ・職員研修の充実（校内・校外）
 - ・児童、保護者、地域からの情報収集
 - ・休み時間等の校内巡視
 - ・定期的な面談による情報収集
（児童・保護者）
 - ・アンケート調査の定期的な実施
 - ・児童、保護者へのアンケート調査
- 相談体制の充実
 - ・いじめ相談窓口の設置（校内）
 - ・いじめ相談窓口の周知（校外）
- 情報の共有
 - ・報告の徹底と全教職員による情報共有
 - ・申し送り事項の確認と徹底